

日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業業務委託
基本仕様書

令和5年6月

青森市経済部観光課

日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業業務基本仕様書

1 業務名

日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業業務

2 目的

青森市、北秋田市及び山形市（以下「3市」という。）が連携し、八甲田連峰、森吉山及び蔵王山における樹氷を活用した魅力的な滞在コンテンツを盛り込んだ旅行商品を造成し、外国人旅行者の獲得に向けた誘客促進を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

(1) 八甲田連峰、森吉山、蔵王山の樹氷観賞及び3市の観光コンテンツ等を周遊するインバウンド向け旅行商品の造成

① 行程

3市の樹氷観賞地や周辺地域を巡る6泊7日程度

② 旅行催行時期

令和6年1月～2月

③ 対象

中国、台湾、タイ、オーストラリアの4ヶ国（自然や風景の見物、ウィンターアクティビティ等に関心を持つ旅行者（個人、団体不問））

④ 行程に盛り込むコンテンツについて

3市の樹氷観賞地や周辺地域で体験できるアクティビティや文化、食に関するコンテンツ（参考：3市観光コンテンツ例を以下に記載）を盛り込むこと。

【参考：3市観光コンテンツ例】

地域	コンテンツ	
	区分	内容
青森	「食×自然に触れ合うアクティビティ」コンテンツ	グリーンシーズンにおける園地での果物狩りや、その場で果物を食することができる青森観光りんご園でのスノーハイキング
	スキーやスノーボードが出来ない人やファミリー層でも、気軽に雪と触れ合い楽しめるアクティビティ	イグルー体験やモヤヒルズでの雪遊び体験（雪中りんご遊び、チュービング等）
北秋田	「伝統的な歴史や文化×食」コンテンツ	古民家風の特別な観光列車である秋田内陸線「秋田マタギ号」を貸し切り、現役の阿仁マタギの語りと地元食材をふんだんに使用したオリジナル鉄めしを堪能しながら、スキー場の最寄り駅まで移動する北秋田ならではの阿仁マタギ文化体験

	樹氷満喫コンテンツ	観賞コース案内、スノーシュー体験、ケツジョリ体験、樹氷の成り立ちを解説する樹氷教室等により樹氷観賞の満足度を向上させる樹氷ガイド
山形	ナイトコンテンツ	蔵王温泉のメインストリートである高湯通りのナイトコンテンツ
		ナイトクルーザー号に乗りながら観賞できる、ライトアップされた蔵王の幻想的かつ雄大な樹氷観賞ツアー

- ・観光客の滞在期間長期化や「樹氷」の認知度向上を図ることが出来るものとして、アドベンチャーツーリズムの動向を見据えた各種コンテンツを組み込むとともに、地域性や独自性、ストーリー性に富んだ高付加価値な周遊ツアーを検討すること。
- ・令和4年度実施のFAMツアーにおいて、招請者から意見のあった「外国人目線でのツアーに対する評価・改善点 ※別紙参照」の内容を可能な限り反映すること。
- ・盛り込むコンテンツの選定にあたっては、「観光資源の洗い出し・磨き上げワークショップ（アクティビティ、文化、食等が対象。2回程度）」を開催し、観光事業者等と議論・検討・調整すること。
- ・「観光資源の洗い出し・磨き上げワークショップ」で調整されたコンテンツを旅行商品に盛り込むための「旅行商品企画検討会（2回程度）」を開催すること。（各エリアの違いや特性を活かしながら、3市間の目的地までの間に点在する他自治体が有する魅力的なコンテンツも組み合わせ、内容の充実化を図っていくための議論・検討を行う。）
- ・造成する旅行商品は、原則3市を周遊する内容とすること。
また、3市を周遊する旅行商品を最低1商品以上造成すること。
なお、2市を周遊する行程の商品を造成することは妨げないものとする。

⑤ 専門家の招請について

- ・旅行商品の造成に当たっては、専門的知識や経験を有する海外旅行エージェント等を招請の上、3市における現地視察や打合せを実施すること。
- ・招請者は、日本国内に営業所等を置く海外旅行業者等とし、各国の旅行会社における日本への送客実績及び旅行商品造成力、また3市の観光情報を効果的に海外へ発信できることを考慮し、選定すること。
- ・必要に応じて、招請者が話す言語に対応した通訳案内士を手配すること。

(2) 旅行商品の販売

①販売方法

富裕層を顧客とする Online Travel Agent（インターネット上で取引を行う旅行会社）等による販売とする。

②販売開始時期

令和5年11月

(3) 執行可能な旅行商品造成経費

- ・旅行商品企画開発経費（各種コンテンツ、共通体験ツールを含む。）

- ・旅行商品販売依頼経費
- ・ワークショップ及び企画検討会開催経費
- ・海外旅行エージェント等専門家招請経費
- ・3市現地視察・打合せ経費（例：交通費、宿泊費、体験料など）
- ・課題抽出のためのモニタリング経費
- ・業務実績報告書作成経費

(4) スケジュール

時期	内容
7月中旬	契約締結
8月	現地視察・打合せ①
	観光資源の洗い出しワークショップ①
9月	現地視察・打合せ②
	観光資源の洗い出しワークショップ②
10月	旅行商品造成企画検討会議①・②
11月	旅行商品造成・販売
1月～2月	旅行催行
3月	業務完了・実績報告書提出

5 共通仕様

(1) 実施体制

受託者は、相当な知識と経験を有し、業務に精通した主任者及び担当者を配置すること。また、本業務を遂行する上で必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理すること。

(2) 情報共有

受託者は、定期的に委託者に業務の進捗状況を共有するとともに、必要に応じて、随時業務に関する打合せを実施すること。なお、打合せの際には、その内容を記録し、委託者へ共有すること。

(3) 法令遵守及び機密の保持

受託者は、本業務の遂行にあたって本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するものとする。

また、受託者は、機密の保持にあたって、次の事項を遵守するものとする。

- ① 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ② 受託者は、市の承諾なく、成果物（未完成のものを含む。）を他人に閲覧、複写または譲渡してはならない。

6 アウトプット・アウトカム

以下を基準に設定すること。

(1) アウトプット

- ① 旅行商品造成数 8件
- ② 磨き上げた体験コンテンツ数 10本
- (2) アウトカム
 - ① 旅行商品購入者数 130人
 - ② 旅行商品催行件数 8件

7 成果物の作成

- (1) 委託業務完了届 (様式第8号)
- (2) 業務実績報告書

業務終了後、別紙2「事業に係る実施報告書ガイドライン」に従い業務実績報告書を作成し提出すること。

8 著作権等

この契約の対象となる成果物の著作権は、委託者に帰属するものとする。なお、成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証するとともに、これを他業務へ流用することを禁止するものとする。また、第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が委託者の責めに帰する場合を除き、受託者の責任・負担において一切を処理するものとする。

9 業務の再委託

受託者は、本業務の再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、当業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、当業務の受託者が賠償義務を負うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、適宜委託者の意向を確認のうえ、業務を進めること。
- (2) 受託者の責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。
- (3) 自然災害などに伴い、業務の一部を変更又は中止する場合は、委託者及び受託者は誠意をもって協議し、円滑にその解決にあたるものとする。また、中止する場合の費用負担について、中止を決定した日までの費用は、委託者の負担とし、中止を決定した日以降の費用については、委託者と受託者が協議した上で、契約金額を減額変更することがある。
- (4) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、委託者と協議すること。